

基本構想



- 第1 都市像
- 第2 体系図
- 第3 まちづくりの基本目標と施策の大綱

第1 都市像

多様性と挑戦が希望を生むハブシティ

～つながるまち のべおか～

本市がこれからの10年間で目指す姿は、「多様性」と「挑戦」から未来への希望を生み出す都市です。人口減少や社会構造の変化が進む中にあっても、私たちが大切にしたいことは、誰もが違いを力に変えられるまちであり、小さな挑戦がまち全体の力になるまちであることです。

本市はこれまでも、人と産業が交わり、挑戦の歴史を積み重ねてきました。この土壌の上に、若者、女性、移住者、多様な専門人材など、あらゆる人々が活躍し、自分らしさを発揮できる環境を整え、多様な価値観が響き合うコミュニティを育てていきます。「自分の可能性を試したい」「このまちで何かに挑戦したい」と思う人の気持ちを受け止め、行政としても新たな取組への挑戦を続けながら、しっかりと後押ししていきます。

また延岡市は、東九州の交通・物流の結節点という強みを持っています。高速道路、港湾、鉄道などの交通基盤を活かし、人材・企業・知恵が集まり、育ち、羽ばたく“ハブシティ”としての機能をさらに高めていきます。

ここでいう「ハブ」とは、単なる交通の要所ではなく、出会いや協働、創造の中心となる都市を意味します。ベンチャーが生まれ、企業が成長し、市民も市役所も挑戦が当たり前になる。若者が「延岡で挑戦したい」と思い、県内外の人材が「延岡なら面白い」と集まってくる。こうした“挑戦の循環”をつくることが、本市の未来の基盤になると考えています。

さらに本市は、交通インフラに限らず、人と人を結び、歴史や文化を受け継いできたまちでもあります。先人が紡いできた営みや、地域に根づく温かさや互いを認め合う風土は、今を生きる私たちへとしっかり受け継がれています。そして、こうした「つながり」を未来へと橋渡ししていくことこそ、本市がめざすハブシティのもう一つの姿です。分断が広がる世界にあっても、延岡は人・産業・文化が重なり合い、新しい価値を生み出してきた歴史を持つまちです。過去・現在・未来をつなぐ力があるからこそ、延岡の挑戦は希望につながる――この視点を都市像に重ねていきます。

人口が減少する時代だからこそ、このまちにしかつukれない未来があります。その実現には行政だけでなく、市民一人ひとりの力が欠かせません。多様な人々が気軽に関われる“ゆるやかなつながり”を広げ、地域全体で挑戦を応援し、挑戦が希望へと変わっていく文化を育てていきます。

「延岡に住んで良かった」「ここで育って良かった」と実感できる日常を重ね、その先に「このまちで挑戦して良かった」と心から思える未来を、皆さまとともにつくってまいります。

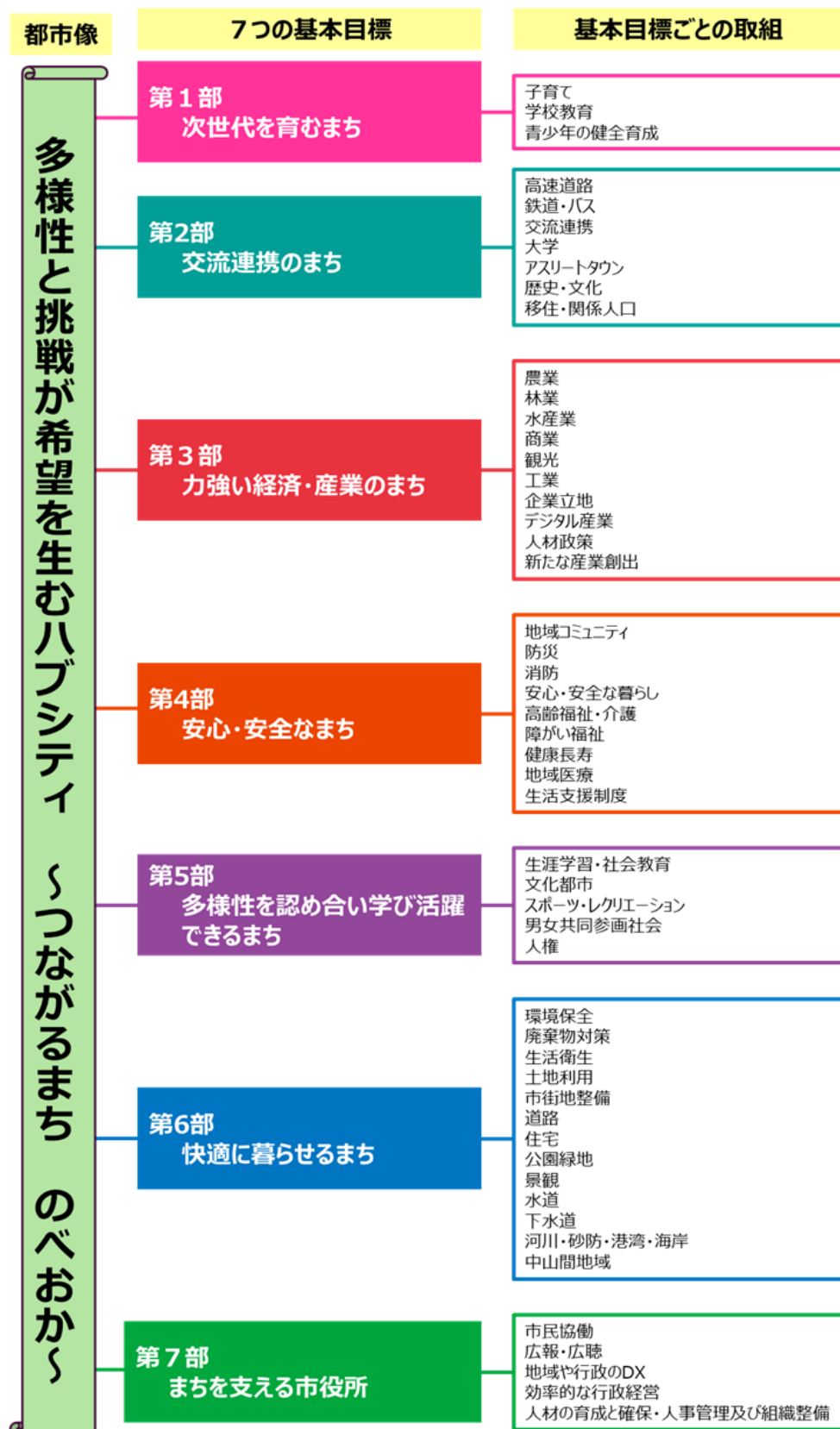
令和8年度からの延岡市の新たな10年を導く都市像として、
『多様性と挑戦が希望を生むハブシティ ～つながるまち のべおか～』
をここに掲げます。

多様性と挑戦が希望を生むハブシティ ～つながるまち のべおか～



【ロゴ】

第2 体系図



第3 まちづくりの基本目標と施策の大綱

第1部 「次世代を育むまち」

人口減少や少子高齢化が進む中、延岡市が将来にわたって活力ある地域であり続けるためには、次世代を担うこどもたちの成長を支え、未来を拓く力を育むことが求められています。

そのため、こども・若者が、夢や希望を持ち、健やかに成長し、自らの可能性を最大限に発揮できる環境を地域全体で築いていく必要があります。

学校や家庭、地域社会が力を合わせ、こどもたちを持続可能な社会を支える人材として育成するとともに、若者の自己信頼を育み、「人間力」の向上を図ります。

また、ICTやAIを活用した学びや多様な教育機会の充実を図り、一人ひとりの特性に応じた教育を推進していきます。

第1章 子育て

すべてのこどもが健やかに伸びやかに育つことで、子育て家庭が子育ての喜びや生きがいを感じることは、次代の親の育成という観点からも大変重要であり、将来に向かって必要ことです。

子育て家庭の抱える不安や孤立感、経済的負担を軽減し、誰もが安心してこどもを産み育てることができるよう環境を整備するとともに、本市の宝である、次代を担うこどもたち、これから産まれてくるこどもたちのためにも、地域や子育て支援の関係者、行政が一体となり、切れ目のない子育て家庭の支援に努めます。

子育てと生計維持を一手に担うひとり親に対しては、こどもに直接支援が届く生活・学習支援や、当事者に寄り添った生活支援・就業支援を行うことで自立と安定を目指します。

また、子育て支援策を強化し、すべてのこどもたちの可能性を伸ばすことにも取り組みます。

第2章 学校教育 第1節 教育内容の充実

児童生徒数が減少し、社会や経済の先行きに対する不確実性が急速に高まっている中、これまで以上に家庭や地域・関係機関との連携を図りながら教育コミュニティづくりを推進し、学校が持つ教育機能を高め、特色ある学校づくりに努めます。また、未来を担うこどもたちが、生涯にわたって主体的に学び続け、異なる価値観を持つ多様な他者と当事者意識を持って対話し、問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」となることを目指した教育の充実を図ります。

第2章 学校教育 第2節 教育環境の整備

児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるように、学校施設の整備に努めます。また、ICT教育環境の充実など、ネットワーク基盤の強化や教育DXの推進を行う等、新しい教育環境づくりに努めます。

第3章 青少年の健全育成

青少年人口の大幅な減少や、デジタル社会の急速な進展などにより、青少年を取り巻く環境は予測しがたい変化を続けており、問題が複雑化、多様化、不可視化しています。問題を可視化し、新しい状況に対応し続けるために、学校や地域、様々な団体との連携を強化し、青少年を見守るとともに、社会の核である家庭を支援する教育環境づくりに努めます。また、様々な体験活動を充実させ、こどもが自ら考え行動できる力を育みます。

さらに、地域社会の担い手である青年層の人材を育成するために、青年活動への支援を充実させ、活動の活性化と地域貢献意識の高揚を図ります。

また、急速な社会の変化とともに人づくりに対するニーズが多様化しており、学校や家庭、地域社会だけでは解決できない課題が存在していると考えられることから、このような課題の解決や人づくりによる地域の活性化を図るための第4の存在として設立された（一社）延岡こども未来創造機構により、各種教育プログラム等を楽しく学ぶ取組や自己信頼を高める取組等のこころを育む取組を行います。

第2部 「交流連携のまち」

本市は、高速道路の結節点であることの優位性を活かし、人・物・情報等のさらなる交流・連携を図りながら、東九州の拠点都市として地域経済の活性化に貢献することが求められています。

そのため、地域産業や広域観光の振興、高速道路のネットワーク化や鉄道・バス等の整備、広域連携の強化、姉妹都市等との都市間交流や国際交流に努め、交流人口の拡大を図ります。

また、大学を活かした産学官連携による新たな地域産業の創出や、本市の特性であるアスリートタウンづくり、歴史・文化的施設を活用した文化活動の活性化、移住促進や関係人口の創出に向けた新たな取組など、交流連携のまちづくりを積極的に推進します。

第1章 高速道路

高速道路は、本市及び県北地域において、大規模災害時の救助活動、救援物資の輸送、復旧・復興活動などの「命の道」として、また、物流の効率化・高速化による企業誘致や設備投資による雇用の創出などの「経済の道」としての役割を担っていることから、九州中央自動車道及び東九州自動車道の早期整備に向けた運動を積極的に展開し、九州の循環型高速交通ネットワークの構築に取り組みます。

また、高速道路の利用促進を図るとともに、高速道路を活用したまちづくりを推進します。

第2章 鉄道・バス

日豊本線の高速化・複線化及び東九州新幹線の整備に向けた取組を行うとともに、電子決済サービスの利用エリア拡大や駅舎のバリアフリー化等の整備促進による鉄道の利便性向上と情報発信等による利用促進を図ります。

路線バス、まちなか循環バス、乗合タクシー・コミュニティバスを組み合わせた、持続可能なネットワーク形成を推進するとともに、交通空白地における地域住民と連携した交通サービス提供の充実や予約制乗合タクシー等の地域のニーズに合った運行形態の検討・拡大を進め、地域公共交通の確保・維持、利便性の向上を図ります。

第3章 交流連携 第1節 広域連携

宮崎県北定住自立圏構想の推進や宮崎県北部広域行政事務組合の取組の推進により、宮崎県北圏域の振興に取り組むほか、県内自治体との連携強化を図ります。

さらには、東九州・九州中央・県境その他の地域との多面的な交流・連携を図るとともに新たな枠組みでの連携を図る等、広域的な行政運営に取り組みます。

第3章 交流連携 第2節 都市間交流・国際交流

姉妹都市・兄弟都市等との都市間交流については幅広い分野での交流に努め、都市間の友好の絆を深めるとともに、交流人口の拡大を図ります。

また、国際交流事業の実施や関係団体との連携等を通して、市民の国際理解、多文化共生への理解を図ります。

第4章 大学

大学の学生確保に向けた大学と行政、関係団体の連携を推進するほか、大学の機能や人材を活用して、まちづくりリーダー等の人材育成を図ります。また、産学官連携により若者の地元定着を図るとともに、延岡市メディカルタウン構想や新たな地域産業創出の取組を積極的に推進します。さらに、学生と地域・市民との交流促進に積極的に取り組み、学生でにぎわう活気のあるまちづくりに取り組みます。

第5章 アスリートタウン

多くの世界的なアスリートを輩出している本市の特性を活かすとともに、市民と行政が一体となって競技スポーツの振興に努めながら、本市のイメージ向上を図ります。また、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」のレガシー（施設、運営ノウハウ、人的ネットワーク等）等を活かしながら、大会の充実や合宿誘致に努め、更なる交流人口の増加を目指します。

第6章 歴史・文化 第1節 歴史・文化を学び育む拠点

延岡城跡について、可能な限り史実に基づいた保存と活用の両立を目指した再整備を進めるとともに、延岡城跡を核とし、歴史・文化ゾーン回遊観光の推進を図ります。

延岡城・内藤記念博物館では、多種多様な展覧会の開催により、多くの人々が訪れ、地域や世代を超えた交流を推進し、野口遵記念館についても、文教施設が集積する立地環境を活かし、にぎわいを創出し、本市の文化・芸術の魅力を創造・発信する施設となることを目指します。

また、延岡総合文化センターは、建設から40年が経過し本体や設備の老朽化が進行しているため、施設の長寿命化を図ります。

第6章 歴史・文化 第2節 文化財の保護と活用

本市の特色ある歴史・文化的資源の保存・活用や情報発信を図りながら、市民の郷土への愛着と誇りを醸成し、市民協働による伝統行事の開催等を通して、文化活動の活性化と交流促進に努めます。

また、本市の歴史・文化・民俗・自然を体系的にまとめた新たな市史の編さんに引き続き取り組み、様々な歴史資料等を収集・保存し、後世へ継承するとともに、地域の連帯感やふるさと意識を高揚し、まちづくりに活かしていきます。

第7章 移住・関係人口

移住・U I J ターン希望者に対して本市の「住みやすさ」や支援制度を効果的に情報発信します。さらには、移住者のニーズに合わせた支援や、地域住民との交流を促進するための取組を行う等、移住後も地域の中で安心して暮らせるようサポートし、定住促進を図ります。また、移住の裾野を広げる関係人口の創出・拡大を図ります。

第3部 「力強い経済・産業のまち」

力強い経済・産業のまちの実現に向け、農林水産業の分野においては、スマート技術の活用や生産基盤の効率化等による生産性の向上を図るとともに、高収益化、販路拡大等により経営体の所得向上を図ります。また、新規就業者等の育成・確保など、担い手対策に取り組めます。さらに、環境負荷の低減や農林水産資源の維持・保全、森林由来のJ-クレジットの創出・活用を推進するとともに、有害鳥獣対策等に取り組む、持続可能な生産環境の確立を目指します。

商工業の分野においては、物価高騰や人手不足、後継者不足など、様々な課題の解決に向けた取組を進めるとともに、新分野への挑戦や事業の拡大に意欲的に取り組む企業や、創業等にチャレンジする事業者を支援していきます。また、新たな産業団地の整備を進めるとともに、デジタル産業関連企業等の誘致にも取り組んでいきます。さらに、観光の分野においては、食や神話、城下町の歴史、自然体験など、本市が誇る多様な観光資源を最大限活かしながら、関係団体や周辺自治体とも連携した誘客促進を図っていきます。

第1章 農業

農業経営の収益力を高め、農業者の所得向上を図るため、高品質化や経営規模の拡大、農地の集積・集約化やスマート農業技術の活用による生産性の向上、インターネット通販サイト等を活用した、販路の開拓・拡大等を図ります。

また、新規就農者の育成・確保をはじめ、農福連携の推進や公的法人の活用等により、多様な担い手の育成・確保を図ります。さらに、農地の大区画化や保全活動と併せて、鳥獣被害・家畜伝染病対策を推進するとともに、有機農業をはじめとする環境負荷の少ない農業の推進など、持続可能な生産環境の確立を目指します。

第2章 林業

森林が有する多面的機能が発揮されるよう、適地適木の考え方に基づき、林業採算性が高いところは再造林を推進し、それ以外は針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林への誘導を進めるとともに、有害鳥獣対策等にも取り組み、森林資源の適正な管理に努めます。

また、ICTなどの先端技術を導入したスマート林業による生産性向上のほか、市産材や特産林産物の利用拡大を図ります。

さらに、森林の二酸化炭素吸収量に係る森林由来のJ-クレジットの創出・活用を通じて、循環型林業の確立を図るとともに、林業を担う人材の育成・確保を進め、将来にわたり持続可能な森林経営を目指します。

第3章 水産業

安定した漁業経営の確立を目指して、漁業経営体の強化や高収益化の推進、さらには、行政・関係団体・漁業者が連携した地産地消をはじめ、大都市圏や海外における販路開拓等を推進し、水産業の成長産業化を図ります。

また、生産基盤の拠点となる漁港の整備においては、機能強化や防災・減災対策を促進するとともに、水産資源の維持・保全活動や水産業の理解促進等に取り組み、持続可能な水産業・漁村の構築を目指します。

第4章 商業

変化する商環境への対応を促進するとともに、主体的かつ意欲的に取り組む創業者や新分野挑戦、事業拡大等を行う事業者への支援、地域通貨「のべおか COIN」の利用を促すことで、市内経済の活性化を図ります。

また、商業関係団体や地域金融機関との連携により、商業者への経営、金融支援等を行うことで、変化する経済・社会環境に対応した経営基盤の強化を促進します。

加えて、関係団体や周辺商店街等との連携を強化し、まちなかのにぎわいを促す施策に取り組みます。

第5章 観光

本市が誇る多様な観光資源（自然体験、食、神話・歴史、スポーツ、産業等）を最大限に活かした独自の観光商品づくりと、観光消費の拡大に向けた戦略的かつ効果的な情報発信に取り組むとともに、佐伯市や高千穂町を中心に本市とゆかりある自治体との連携を強化しながら、広域観光やインバウンドの推進を図ります。

また、地域経済の活性化を視野に入れながら、地域の魅力創生に努めていくとともに、「おせったいの心」を伝えられる人づくりを目指します。

第6章 工業

「延岡市工業振興ビジョン」に沿って、地域ものづくり企業の技術革新・高度化を図るとともに、工業会をはじめ関係機関と連携し、販路拡大や生産性の向上、人材活用等、ものづくり企業等の育成・支援に取り組めます。

また、延岡市メディカルタウン構想を推進するため、メディカル・ヘルスケア分野における産学官連携を図り、製品の社会実装に向けた取組等を支援します。

第7章 企業立地

新たな産業団地の整備を進めるとともに、本市への企業立地を促進するため、優れた立地環境や特色ある取組を広く情報発信しながら、企業情報の収集に努め、トップセールスをはじめとした誘致活動を積極的に推進します。

また、企業ニーズに対応した優遇措置の充実に努めます。

第8章 デジタル産業

企業を取り巻くデジタル化の波は急速に広がりを見せる中、本市へのデジタル関連企業の誘致を進めるとともに、デジタル人材の確保や育成にも努めていきます。さらには、あらゆる産業分野におけるデジタル化への対応についても積極的に支援します。

第9章 人材政策

市内企業の情報・魅力を効果的に伝え、若い世代をはじめとした産業人材の育成・確保に取り組むとともに、国・県など関係機関と連携し、雇用と就業機会の拡大を図ります。

また、事業承継を支援し、地域産業の持続的発展を図るための取組を推進します。

第10章 新たな産業創出

本市経済の基盤である中小企業の活性化を図り、地域経済に新たな活力を創出するために、各種商工関係団体と連携し、環境の変化に対応した創業や事業拡大の支援に努めます。

また、農林漁業者が、自ら或いは商工業者と連携して、生産から加工、販売まで行う6次産業化・農商工連携について、取組への誘引や意識の啓発はもとより、商品開発や販路開拓など具体的に取り組む農林漁業者等を支援するとともに、効果的な支援制度を構築し、6次産業化・農商工連携を推進します。

第4部 「安心・安全なまち」

少子高齢化、核家族化や人口減少、ライフスタイルの変化、価値観の多様化が進み、本来持っていた地域や家庭の相互扶助の機能が低下し、地域の絆を維持することが難しくなっています。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を維持するためには、市民一人ひとりが防災や地域福祉等の諸課題に強い関心を持ち、これらに的確に対応できる体制をつくる必要があります。

そのため、地域コミュニティ意識の醸成や様々な地域活動を通じて、住民同士の絆を維持し、関係者が情報を共有し連携して対応できるよう、社会情勢に適応した地域コミュニティづくりに取り組みます。

そして、この地域コミュニティを基盤として、地域住民のすべての世代が安心して安全な、日々の生活を送れる地域づくりに取り組みます。

第1章 地域コミュニティ

市民や地域による「自助」や「共助」の力が十分発揮できるよう、自治会をはじめとする様々な地域コミュニティ組織の活動を支援し、その活動の拠点となるコミュニティ活動の場の整備や自治公民館等の整備の支援を行うことにより、多くの市民が地域コミュニティ活動に参加できる環境を整えるとともに活動の活性化を図り、生涯を通じて心豊かに過ごすことのできる地域づくりを進めます。

また、少子高齢化の進行や地域の絆が希薄化する等、社会環境の変化により福祉ニーズは多様化・複雑化しています。そのような福祉ニーズに応えていくことが地域住民の共通の目標と捉え、地域住民自らが福祉のまちづくりの担い手として積極的に地域活動に参加し、お互いに助け合い、支え合う地域福祉の実現に努めます。

さらに、このような市民や地域の力を、これまで行ってきた防災や防犯等の分野のみならず、社会環境の変化に起因し、行政のみでは解決できない新たな地域の課題解決にも活かし、誰もが安全・安心に暮らしていけるまちを目指します。

第2章 防災

南海トラフ地震など、今後想定される大規模災害の備えとして、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、災害に強い人・まちづくりを推進することが重要となることから、市民が区や自主防災組織に加入し、防災教育や防災訓練に積極的に参加する等、日頃から防災力を高め、災害に備える意識の醸成を図ります。

また、地域住民や関係機関との連携のもと、災害時要配慮者への避難支援に取り組んでいくとともに、迅速かつ正確に避難情報を発信し、早めの避難誘導につなげるため、防災行政無線の適正な管理・更新に努めることはもとより、災害発生時の有効な情報ツールとなる災害情報メール及び防災アプリ等の一層の普及促進を図ります。

さらに、大規模災害による災害関連死を防ぐため、災害時でも常につながる情報通信ネットワークの適正運用や避難場所・避難所の確保、津波避難タワーや避難路の整備など、ソフト・ハードの両面から環境改善に努めます。

第3章 消防

近年の自然災害は、多様化、激甚化、頻発化の傾向にあり、かつ、巨大地震の発生が懸念されています。こうした災害から市民の生命・身体・財産を守り、迅速かつ的確な対応を図るために、防災拠点となる消防署所（本署、分署）の適正管理や老朽化対策を含めた機能強化、消防施設等の計画的な整備を図ります。

加えて、予防査察を主軸とする指導や教育訓練により防火管理体制の確立を推進し、火災被害等の軽減に努めるとともに、救急救助体制の更なる高度化に向けた人材育成と体制整備の強化や、医療機関との緊密な連携を図ることで救命率の向上に努めます。

さらに、大規模災害や特殊災害の対応力を高めるために、関係機関や近隣の消防本部との相互応援体制を一層強化するとともに、地域防災の中核を担う消防団の体制充実を推進します。

第4章 安心・安全な暮らし

総合相談

市民からの様々な相談にワンストップで対応する総合相談窓口を設置し、専門の資格を持った相談員が関係機関と連携しながら、市民の悩みや困りごとを早期解決するための相談体制の構築に努めます。

交通安全

市民手づくりの「めひかり交通安全運動」を柱として、運転者はもとより、子どもや高齢者に対する安全教育の徹底など、広く市民の交通安全意識の高揚を図ります。

防犯

地域の情報を共有し、市民と行政・関係機関が一体となった防犯活動を推進するとともに、地域住民による自主的な地域安全運動の促進を図ります。

消費生活

関係機関と連携しながら、多重債務をはじめとした消費生活相談に適正に対応するとともに、消費者の意識啓発に取り組みます。

第5章 高齢福祉・介護

高齢者が生きがいを持って活動できるよう支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、心身の状況等に応じて必要なサービスが受けられるよう、各種サービスが一体となって、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の運営に引き続き取り組み、保健・医療・福祉・介護が連携した施策を総合的に展開します。

また、介護給付の適正化や計画的な介護サービスの基盤整備、介護人材対策等により持続可能な介護保険制度の運営に取り組みます。

第6章 障がい福祉

市民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で共に安心して暮らせる共生社会を目指します。

また、福祉施設等から地域生活への移行を進めながら、自立のための就労支援や社会参加の促進、早い時期での機能回復や発達支援を進めるとともに、関係機関等と連携した相談支援体制の整備と障がい福祉サービスの充実を図り、障がいのある人にとって住み良い環境づくりに努めます。

第7章 健康長寿

誰もが、より長く元気に暮らしていくため、「健康長寿のまちづくり 市民運動行動計画」に基づき、市民、関係団体及び行政が連携し、自主的で持続的な健康づくり活動に取り組むとともに、デジタル技術も活用しながら、生活習慣の改善や健診受診を促進するなど、疾病の予防や早期発見・早期治療につながる施策を推進します。

第8章 地域医療

感染症対策

感染症対策など疾病の発症や重症化の予防を重視した施策を推進します。

医療体制の整備

すべての市民が将来にわたって健康で安心して生活できるよう、「延岡市の地域医療を守る条例」の基本理念に基づき、市民、関係機関・団体、行政が協働して、地域で完結できる医療体制の整備や自発的で継続的な健康づくり活動に取り組みます。

また、大規模災害発生時における医療体制の確保や新感染症等の対応については、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、段階に応じた的確な対応に努めます。

加えて、新技術を活用し、救命救急医療における地理的格差の解消を目指します。

第9章 生活支援制度

国民健康保険・後期高齢者医療

被保険者が安心して医療を受けることができるよう、国保財政運営の責任主体である県及び後期高齢者医療の運営主体である宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の安定的な運営に努めます。また、特定健診をはじめとした保健事業を推進することにより、医療費の適正化や被保険者の健康の保持増進を図ります。

将来に備える国民年金

将来の生活に備えるための仕組みである年金制度に関して、市民が正確に理解し、必要な手続きを円滑に行うことができるよう、年金事務所と連携し、複雑化する制度の周知やデジタル化への対応等を推進します。

生活困窮者自立支援・生活保護

より複雑化・複合化している生活困窮者の課題に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、各種制度の活用や関係機関との連携により自立を支援します。また、社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に実施します。

第5部 「多様性を認め合い学び活躍できるまち」

市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中、年齢や性別等にかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが個性と能力を発揮し、愛着と誇りをもって生き生きと暮らすことのできる地域社会が求められています。

この地域社会づくり、まちづくりの基本は人づくりにあります。

文化やスポーツ、地域活動等を通して、生涯にわたって学び、互いに尊重し男女が共に参画しながら、生きがいのある地域社会づくりに主体的に活動できる人づくりを進めます。

さらに、先人たちが築いてきた歴史・文化等を継承しつつ、これからの延岡新時代にふさわしい魅力あるまちづくりに取り組む人づくりを進めます。

第1章 生涯学習・社会教育 第1節 生涯学習・社会教育の推進

地域社会や社会教育関係団体との連携を一層強化するとともに、ICT等の活用や社会教育施設の充実を図り、すべての人が世代や背景の違いにかかわらず、柔軟に学び続けることができる環境の整備を進めます。

あわせて、学習によって得られた知識や経験を、地域社会で活かすことができる仕組みを構築し提供することにより、自己実現と社会参加を図ることができる市民生活の実現を目指します。

第1章 生涯学習・社会教育 第2節 図書館サービスの充実

図書館は、誰もが主体的に知識や教養を身につけて豊かな生活を送ることができるように、生涯にわたって市民の自主的・自発的な学習活動を支援する教育施設です。そのため、市民が将来にわたり、いつでも、どこでも図書館サービスを楽しむことができるよう、多様なニーズに応じた資料・情報の提供やレファレンスサービスの充実に努めるとともに、他の図書館や関連施設及びボランティア等と連携して、利用促進や読書活動の推進を図ります。併せて、移動図書館や様々なネットワーク情報資源を活用したサービスの拡充に取り組みます。

第2章 文化都市

本市の高い市民力と文化レベルに根差した、多様な市民文化活動を支援します。また、豊かな自然と、城下町としての歴史を活かしつつ、市民が自信と誇りを持ち、市内外にアピールできる生き生きとした延岡の文化を創造します。

さらに、伝統的な文化の担い手を育てつつ、新たな文化のリーダーを養成し、延岡の文化が脈々と受け継がれ発展していくための人づくりを推進します。

第3章 スポーツ・レクリエーション

市民生活に心の豊かさと健康をもたらし、活力ある社会を築くため、市民が気軽にスポーツを楽しむ、生活の一部としてスポーツが定着するための環境づくりを進めます。

また、関係団体や指導者等と連携しながら、各種のスポーツ教室や大会・イベント等の拡充を図り、さらに安全性を確保しつつ、既存施設を有効活用しながら、市民が主体的にスポーツに取り組める環境を整えます。

第4章 男女共同参画社会

少子高齢化の急速な進展により、今後も労働人口の減少が見込まれています。そのため、男女がともに働きやすい環境が整い、仕事と生活の調和が図られる社会を目指して、男女共同参画への理解の促進を図るとともに、人材の育成等に努めます。併せて、政策方針決定機関への女性参画を推進します。

第5章 人権

人間としての尊厳や互いの人権が尊重される差別や偏見のない社会を目指して、「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」に基づき、あらゆる機会を通じた教育・啓発活動に取り組む等、人権が尊重されるまちづくりを推進します。

第6部 「快適に暮らせるまち」

本市は、東九州有数の工業都市であるとともに、豊かな水産資源を育てる海、奥深き雄大な山々、鮎を育む清らかな川など美しい自然に恵まれています。この地域の特性を活かして、計画的な土地利用をはじめとして、災害に強い安全で住みやすいまちをつくるとともに、豊かな暮らしを営むことができるまちをつくる必要があります。豊かな自然を守るため、地球温暖化対策に向けた脱炭素化の推進や、環境保全を視野に入れて、ごみの減量化や資源化等により環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、ユネスコエコパークへの登録を契機とした取組等により絶滅危惧種をはじめ希少な動植物の生息地や自然環境の保全を図ります。

また、安全な暮らしを守るため、河川改修等による治水対策、道路網の整備、安定したライフラインの構築や建築物の耐震化による生活基盤の確保、空き家の発生抑制及び解消による住環境の改善など、都市整備の推進を図ります。

さらに、人口減少等の社会情勢を踏まえた都市構造を目指す持続可能なまちづくりを推進するとともに、豊かな暮らしを実現するため、効率的な市街地の整備や上下水道の整備等により快適な住環境づくりを進め、都市機能の充実による利便性の向上や、地域が持つ歴史や文化等の特性を活かした美しい景観の形成に努めます。また、中山間地域づくりを推進し、恵まれた自然環境から得られる豊富な地域資源を活かした食や観光の振興等の取組を推進します。

第1章 環境保全

本市の豊かな自然環境を守るため、絶滅危惧種をはじめ希少な動植物の生息地の保護に取り組み、環境に配慮した公共工事等を推進します。

また、大気や水質の定期的な監視や、総合的な生活排水対策により、自然環境の保全に努めます。

さらに、地球温暖化対策に向けた脱炭素化の推進や環境保全、生活環境の保全についても、市民、事業者と協働の取組を進めます。

第2章 廃棄物対策

循環型社会を形成し、さらには地球環境に貢献するため、市民・事業者及び行政が一体となって、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、その取組の効果を検証しながら、廃棄物対策の充実に取り組みます。

また、ごみの焼却・破碎・埋立等の廃棄物処理については、災害に強い安心・安全な施設の維持管理に努めるとともに、施設の強靱化・延命化や建て替えなどの整備を行い、効率的で環境にも配慮した適正処理に取り組みます。

第3章 生活衛生

清潔で安全かつ快適な生活環境を守るために、関係機関と連携しながら、災害時の防疫対策、狂犬病予防等の公衆衛生活動を進めるとともに、市営墓地の適切な環境整備や円滑な火葬場の維持管理に努めます。

第4章 土地利用

国土形成計画を基本とし、「延岡市都市計画マスタープラン」や「延岡市農業振興地域整備計画」等との整合を図り、計画的な開発整備を進める地域、農林業等の振興を図る地域、将来にわたって保全すべき森林地域等を明らかにしながら、災害に強い環境づくり、社会情勢の変化を踏まえた総合的・計画的な土地の有効利用に努めます。

第5章 市街地整備

良好な市街地の形成や公共施設の整備を図るため、地域の特性に応じた効率的な市街地の整備を進め、快適で災害に強いまちづくりに努めます。

また、安心・安全のために開発許可制度や地区計画制度等を適正に運用しつつ、民間による良好な市街地整備の指導・誘導に取り組みます。

都市景観やアメニティ等に配慮しユニバーサルデザインの視点に立った市街地整備と連携したまちづくりの形成を図ります。

第6章 道路 第1節 国・県道

広域交流基盤となる交通体系の形成を図り、交通の広域性、迅速性、安全性を確保するため、一般国道、主要地方道（県道）、一般県道の道路整備を促進します。

第6章 道路 第2節 市道

広域となった市内の移動の円滑化を図るため幹線道路の整備を進めます。さらに、高速道路開通や社会情勢の変化により、計画決定時点から必要性や位置付けが変化している未整備の都市計画道路について見直しを図ります。

また、市民の経済活動や日常の利便性、安全性を確保するため地域の状況に応じた計画的な道路整備や老朽化した橋梁・トンネルの計画的な長寿命化、障がい者等に対応した歩道の確保やバリアフリー化などを進めるとともに、適切な道路の維持管理に努めます。

第7章 住宅 第1節 住宅等

良質な住宅ストックを形成するため、住まいに関する情報提供を進める等、延岡らしい良質な住まいづくりを目指します。また、高齢者や子育て世代等の需要にも対応できる住宅の整備や市民の多様なニーズに応じた安全で安心な住環境づくりを推進します。

市営住宅については、安心して住み続けられるための住宅セーフティネット機能の向上を図ります。また、指定管理者によるきめ細やかなサービスの提供や効率的な維持管理に取り組みます。

第7章 住宅 第2節 空き家

増加傾向にある空き家について、管理不全な空き家の発生抑制、解体等による管理不全な空き家の解消、空き家の流通促進など、総合的に空き家対策を推進し、周辺地域の住環境の維持・保全を図ります。

第8章 公園緑地

都市部における緑とオープンスペースの確保を図り、市民のふれあい・余暇活動の場を提供するため、自然、歴史、文化等の地域特性を活かした公園の整備を図ります。また、既存の施設を利用した憩いの場の整備を行い、賑わいの創出を図りながら新たな観光誘客に取り組みます。さらに、災害発生時の避難場所としての整備を図るとともに、老朽化した公園施設や遊具等の補修、更新を計画的に行い、利用者に快適で安全な施設を提供します。

身近な公園については、日常的な維持保全に加え、市民及び公園緑地愛護団体等の協力を得ながら、良好な環境づくりを目指し、花と緑のまちづくりの推進に取り組みます。

自然公園については、利用促進に加え、やすらぎを与えてくれる景勝地の保全・保護を図ります。

第9章 景観

本市の特性である豊かな水産資源を育てる海、雄大な山々、鮎等を育む清流など美しい自然景観を保全するとともに、地域が持つ歴史や文化等の特性を活かした景観の形成に努めます。

このため、景観法を活用し、「景観計画」及び「景観条例」に基づき、良好な景観形成に向けた総合的な取組を行います。

第10章 水道

水道は、市民生活のライフラインとして重要な役割を担っているため、水質基準に適合した水をいつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に使うことができるよう「延岡市新水道ビジョン」(令和7年度改定)に基づき、災害に強い水道施設整備や緊急時において早急に対応できる体制の充実を図ります。

また、公営企業として経営の安定化を図るとともに、効率的な施設更新を実施します。

第 11 章 下水道

生活環境の改善と海や川の水質保全のため、事業実施地区の早期完成に努め、未整備地区のさらなる普及促進に取り組むとともに管路および施設の適切な維持管理や統廃合、改築更新・耐震対策により、安定的な処理機能の確保に努めます。

また、汚水の処理過程で得られる資源の有効活用を行うことにより、循環型社会の構築に貢献します。

さらに、浸水対策のため、雨水処理施設の整備や出水期前の水路等に堆積する土砂の撤去を行う等、「水害に強いまちづくり」を目指します。

未接続家屋への水洗化の促進や各種イベントを通して下水道の役割や大切さについて啓発を行うとともに、公営企業として経営の健全化に取り組みます。

第 12 章 河川・砂防・港湾・海岸

市民の生命や財産を水害から守るため、河川改修事業等の治水対策や流域治水への転換により災害に強い河川を目指します。さらに、豊かな自然環境や水辺の景観に配慮した河川整備を促進するとともに、イベント等を通して川に親しむまちづくりを推進します。

また、各港湾の特性を活かした利用促進を図るとともに、長寿命化と防潮堤等の地震津波対策を促進します。

海岸については、比較的発生頻度の高い津波に対する被害を軽減するため、ハード・ソフト対策を組み合わせた津波対策の充実と海岸侵食への対応を促進します。

第 13 章 中山間地域

過疎地域や辺地地域並びに離島である島野浦島等の中山間地域の振興を図るため、道路をはじめとした社会資本の整備や生活サービス機能の維持、また、地域資源等を活かした取組を総合的かつ計画的に推進します。

第7部 「まちを支える市役所」

少子高齢化や人口減少が進行し、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していく中において、健全な財政運営の維持と、持続可能な行政運営を目指し、さらなる効率化や運営体制の強化等を図ります。

また、広報・広聴活動の充実等による市民と行政の情報の共有化や、地域や行政のDX、情熱と使命感を持った職員の育成等を図るとともに、市民のまちづくりの意識を醸成し、その活動を促進する等、市民協働による市民が主役のまちづくりを推進し、さらなる市民サービスの向上に努めます。

第1章 市民協働

少子高齢化、人口減少、価値観の多様化等が進む中、それらに応え、より良い地域社会を実現するため、市民や市民活動団体、事業者等と行政が、対等な立場で協力・連携する、市民協働による市民が主役のまちづくりを進めています。

今後も、市民協働により様々な課題を解決し、多くの市民が自分たちのまちに愛着と誇りを持てるよう市民が主役のまちづくりをさらに推進します。

第2章 広報・広聴

市民と行政が情報を共有し共通の認識を持つこと、また併せて、市民の意見や要望が市政に反映されることは市民協働のまちづくりにとって重要なことです。

このため、行政情報を分かりやすく積極的に発信するとともに、市民の意見・要望の的確な把握に努めます。

第3章 地域や行政のDX

デジタルを活用し、地域と行政のDXを推進します。地域のDXでは、国・県の動向を踏まえ、ITインフラの活用や各種分野のDXを推進し、デジタルデバйд解消を通じて、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指します。行政のDXでは、生成AI等の活用やフロントヤード改革を推進、庁内DX人材の確保・育成と情報セキュリティ対策の強化により、効率的で持続可能な行政運営を目指します。

第4章 効率的な行政経営

地方創生に向けた取組を推進するとともに、行財政改革を推進し、健全な財政の維持と効果的で効率的な行財政運営に努めます。

また、公共施設維持管理計画に基づき、維持管理費の平準化に努めるとともに、効率的かつ効果的な公共施設の整備等を進め、財政負担の軽減や行政サービスの維持・向上に努めるため、民間の資金、技術的能力等を活用する多様な手法を導入するなど、人口減少社会を見据えた長期的な観点から、効率的な行政経営を推進します。

第5章 人材の育成と確保・人事管理及び組織整備

効率的な運営体制の確立を図りながら、定員管理、職員配置や給与の適正化に努めるとともに、働き方改革に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図りながら市民サービスの維持・向上に努めます。さらに、研修の充実等により高い資質や能力を備えるとともに使命感を持って市民と向き合う革新的な行政職員の育成を図ります。

また、時代のニーズに即応した効果的かつ機能的な組織の整備に努めるとともに、緊急事態にも柔軟に対応できる組織の整備を図ります。